

徳島県告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部林業振興課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局

三 縦覧期間

令和七年十月二十一日から

令和七年十一月二十一日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。